

## 合志市移住支援金交付要綱

令和元年10月16日

告示第11号の2

(趣旨)

第1条 合志市は、合志市総合戦略に基づき、合志市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するために行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から合志市に移住して、就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することとする。当該支援金の交付については、合志市補助金等交付規則（平成18年規則第40号）及び熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給対象者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号、第3号又は第4号の要件を満たす就業又は起業等をした者とする。

(1) 移住等に関する要件

2人以上の世帯の場合にあっては、次に掲げるア、イ、ウ及びエに該当し、単身の場合にあっては、次に掲げるア、イ及びエに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10パーセント以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、

東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
  - d 移住元において地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村税を滞納していないこと。
- イ 移住先に関する要件
- 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- a この要綱の施行日以後に合志市に転入したこと。
  - b 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
  - c 合志市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- ウ 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）
- 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- a 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
  - b 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
  - c 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、熊本県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。
  - d 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- エ その他の要件
- 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと（2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。）。
  - b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
  - c 申請者が、過去10年以内に申請者を含む世帯員として支援金を受給していないこ

と。

d その他市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

要領に規定する就業形態のうち、一般の場合にあつては、アからキまでに該当し、プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合にあつては、ア及びキからコまでに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、熊本県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて次に掲げる事項の全てに該当する対象法人に就業していること。

a 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

b 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金おおむね50億円未満の法人であつて、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であつて、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき熊本県知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。

c みなし大企業でないこと（ただし、同号エbの法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない）。

d 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。

e 雇用保険の適用事業主であること。

f くまもと移住定住・UIJターン就職支援センターへ登録している法人であること。

g 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

h 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

オ 同号イの求人への応募日が、マッチングサイトに支援金の対象として掲載された日以後であること。

カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

ク 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ケ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

コ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) 関係人口に関する要件 転入日時点において40歳未満の者であって、次のアに掲げる関係人口要件のいずれかに該当し、かつ、イに掲げる地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。

ア 関係人口要件

a 合志市内に3年以上在住又は在勤したことがあること。

b 合志市内に3親等以内の親族が在住していること。

c 転入前の過去5年間のうち、3回以上合志市へふるさと納税を行ったことがあること。

イ 地域の担い手確保の要件

a 転入を機に農業に就業し、申請時点で過去1年以内に農政課による新規就農者の認定を受けている者

b 合志市内の認定農業者の認定を受けた法人に勤務している者（週20時間以上勤務し、かつ、無期雇用である場合に限る。）

(4) 起業等に関する要件

1年以内に要領に規定する熊本県が行う起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

（支援金の額）

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる移住者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 2人以上の世帯の移住者 1,000千円

(2) 単身の移住者 600千円

2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき1,000千円を加算する。

（支援金の交付申請及び実績報告）

第4条 支援金の交付を申請しようとする者は、移住支援金交付申請及び実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 全ての申請者

- ア 写真付き身分証明書の写し
- イ 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカード等の写し
- ウ 移住先の住民票（世帯全員分）
- エ 戸籍の附票又は移住元の住民票の除票の写し（世帯全員分）
- オ 移住元において地方税法第5条に規定する市町村税の滞納がないことを証明する書類（所得がないものにあつては、非課税であることを証明する書類）（18歳未満の世帯員を除く世帯全員分）

(2) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた者（次号に定める者を除く。）

- ア 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書又はこれに代わる書類（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

(3) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主

- ア 法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書又はこれらに代わる書類（移住元での在勤地を確認できる書類）
- イ 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

(4) 支援金（就業の場合）の申請者

- ア 就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）（様式第2号）

(5) 関係人口要件の申請者 次のアからウまでの区分に応じ、それぞれに定める書類

- ア 第2条第3号アaに該当 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類
  - a 合志市内に3年以上在住したことがある場合 戸籍の附表（合志市内に3年以上在住したことがあることが分かる書類）
  - b 合志市内に3年以上在勤したことがある場合 就業先企業等の就業証明書（様式第2号）又は源泉徴収票等（3年以上在勤したことがあることが分かる書類）
- イ 第2条第3号アbに該当 戸籍謄本
- ウ 第2条第3号イbに該当 就業先企業等の就業証明書（様式第2号）

(6) 支援金（起業等の場合）の申請者

- ア 起業支援金の交付決定通知書の写し

（支援金の交付決定及び額の確定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、速やかにその内容について審査を行い、当該申請の内容が適当であると認めるときは、予算の範囲内で支援金の交付決定及び額の確定を行い、移住支援金交付決定及び確定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（交付請求）

第6条 前条の通知を受けた申請者は、支援金の交付を受けようとするときは、移住支援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定及び確定通知書の再交付）

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により移住支援金交付決定及び確定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定及び確定通知書再交付願（様式第5号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第8条 市長は再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定及び確定通知書（再交付）（様式第6号）を申請者に再交付する。

（報告及び立入調査）

第9条 市長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（支援金の返還）

第10条 市長は、支援金の支給を受けた者が次の各号に定める区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該各号に定める支援金の額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事に協議の上、市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請等をしたことが判明した場合

イ 支援金の申請日から3年未満で市から転出した場合

ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 要領に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

オ 地方税法第5条に規定する市町村税を滞納した場合

(2) 支援金の申請日から3年以上5年以内に市から転出した場合 半額

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和元年10月16日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。